

# 校訂本 第十一・第十二冊解説

小島晋治

## 一 校訂について

第十一冊には第二集巻一四六から巻一六〇まで、第十二冊には第二集巻一六一から巻一七三までが収められている。年代で言うと、それぞれ道光六年（一八二六年）十二月から道光十五年（一八三五年）五月までと、道光十五年八月から道光二十一年（一八四一年）八月までの文書である。

『歴代寶案』（以下、『寶案』とする）のオリジナル文書を撮影した故鎌倉芳太郎氏の影印本は巻二六〇（道光十四年十月～道光十五年五月）と巻一六八（道光十八年十一月～道光十九年五月）の二巻しか残っていない。ほかにオリジナル文書がまだ存在していた時期に、旧県立図書館において副本として作られた写本が巻一四六・一四八・一四九・一五〇・一五二・一五六・一五七・一五八・一五九・一六〇・一六一・一六四と計十二巻残っている。うち鎌倉本も残っている巻一六〇を除く計十一巻は、この旧県立図書館本を底本として使用した。これらを除く他の十五巻は、旧県立図書館本を筆写したものとされている台湾大学蔵写本しか残っており、これを底本とした。人間の手による筆写には誤字・

脱字などの誤りが避け難く、また筆写を重ねるごとに誤字も多くならざるを得ない。事実、台湾大学蔵写本には最も多くの誤りが含まれている。

校訂に当たっては、近年北京の中国第一歴史檔案館や台北の故宮博物院、同じく中央研究院歴史語言研究所等によって整理・出版されたり、あるいはマイクロフィルムが沖縄県教育委員会に送られて利用可能になった中琉関係に関する官文書である檔案（第十一・第十二冊の凡例にあげた「軍機処檔案」、「清代中琉関係檔案選編」、同『続編』、同『三編』、「故宮博物院（台湾）図書館蔵檔案史料」、「内閣題本」及び『明清史料』、また『清実録』（《大清宣宗成（道光）皇帝実録》）、法政大学沖縄文化研究所蔵「頒賜遺詔謝表」・「頒賜遺詔謝奏」・「表文」、さらに冊封使録（趙新『續琉球国志略』）などと照合した。これらに収められている上奏文や咨文、表文、勅諭などには、『寶案』とほぼ同じ文章があり、これによって『寶案』の脱字、誤字、空白になっている箇所などの大部分を補正することができるようになった。それで底本の原文を本文にそのままのせた上で、それぞれ依拠した文書をあげて、誤・脱字、空白部分を頭注で補正した。対応する文書はないが、明らかに誤りと思われる文字や空白になっている文字については、先行、また後行の同型の文章などを参照して推定し、頭注に「：カ」として表示した。

これら檔案の該当する文書によると、『寶案』の影印本である

鎌倉本にも、明らかに脱字ないし誤写と思われる箇所や、写真が不鮮明なため解読不可能な箇所(□□…とした)が、僅かだが見られる。例えば「内閣題本」や『続編』に「閩海関」とある箇所がたんに「海関」とある所、同じく「陽光縣」が「楊光縣」とあること、また督臣(閩浙総督)「玉德」が「王德」とあること(いずれも卷一六八の事例)などがそれである。

さきへのべたように、台湾大学蔵写本には、鎌倉本や旧県立図書館本に比べて、檔案の各文書と照合すると、一層多くの脱字・誤字・誤記が含まれている。その大部分は檔案の文書、その他上掲の文書によって補正(頭注に示した)し得たと思うが、勅諭の一部には校合できる文書がないため、また難解極まる表現であるため、推定も不可能で、空白箇所(□□…と示した部分)を補正することができなかつた部分がある。照合可能な文書が発見されたら、のちの機会に補正したい。

なお、檔案などほぼ同文であるが、『實案』には、これらと意味は同じだが、異なつた文字が使われているケースもいくつかある。例えば、「即」(もしの意)が「縦」、「籍」(かりの意)が「藉」、「伸」が「申」(ともにのばす意あり)、「尙」が「儻」(もしの意)ないし、その逆などである。また同じ意味でも表現がことなる場合、たとえば「外邦」が「藩邦」となつてゐるケースもある。意味が同じ場合には、底本の文字をそのままとし、頭注も付さなかつた。

## 二 この時代の様相

この校訂本に含まれる時代、つまり一八二六年から一八四一年にかけての時代は、東アジアの国際関係に重大な変動が生じた時期である。すなわち長く東アジアの国際関係を律してきた冊封体制、つまり中国の皇帝が冊封使を派遣して周辺諸国の最高支配者を王として冊封し、冊封された王は定期的に中国の皇帝に朝貢し、朝貢品を献上すると同時に別に貿易を行ない、中国王朝の暦、年号を使用することなどを基軸に形成されていたアジアの国際関係の中に、イギリスを先頭とする近代欧米諸国が入り込み、冊封関係を打破して、形式上は対等の二国間の条約(実質的には治外法権や、関税自主権の否定などを含む不平等条約)締結を強制し、これに基づいて自由貿易を押し付ける、という動きが推進され始めた。それは言うまでもなく、イギリスが清に対して行なつた一八四〇年から四二年にかけてのアヘン戦争と、その勝利の結果、一八四二年に清に調印させた南京条約を劃期とする。この条約には琉球王国の進貢船や接貢船が入港、滞在し、琉球館が置かれていた福州の開港も含まれていた。

アヘン戦争に先立つて、イギリスは進展する産業革命に対応して、広州以外の港の開放や、広東十三行(公行)による貿易の独占・統制の廃止、貿易根拠地(のち香港が最適地とみなされた)の租

借などによる中国市場の開放と拡大をめざし、一七九三年にマカ  
ートニー使節団、一八一六年にアマースト使節団を派遣した。し  
かし貿易を恩恵とみなし、朝貢貿易以外は認めようとしなかった  
清朝は、これらの要求をにべもなく拒否した。イギリス東インド  
会社は中国からの茶輸入の激増に伴う買付資金の不足を解決する  
ために、フランスとの七年戦争の勝利によって支配権を獲得した  
ベンガルでアヘン専売権を手中に収め、ジャーディン・マセソン  
商会などの私貿易商人にアヘン精製品を売り渡して、華南沿海を  
中心に中国に密輸させた。密輸アヘンは十九世紀に入って激増  
し、一八〇〇―一〇一年の四千五百七十箱（一箱約六〇キロ）から、  
本校訂本に含まれる一八三〇年（道光十）から三二年には約二万  
箱、一八三八―三九年には約四万箱にも上った。それは清国の軍  
隊や官吏の中にアヘン中毒患者を激増させ、その頹廃をおし進め  
た。また一八二七年を境に合法貿易、とくに茶輸出の増大による  
多年の銀の入超を逆転させ、清国から大量の銀を流出させ、銀建  
ての清朝の財政、経済に破壊的な影響を及ぼしていった。本校訂  
本に含まれる琉球の漂流難民の救助、送還に江蘇巡撫として登場  
する林則徐が、欽差大臣として広州に派遣されて手きびしい禁烟  
措置を実行し、これに対して、イギリスが戦争を發動することに  
なる。

琉球王国は察度王の時代、一三七二年（洪武五）に明朝に朝貢  
して以来、アジアにおける冊封体制の中で重要な位置を占め、清

代には朝鮮の李朝の一年四貢に次ぐ二年一貢を守り続け、接貢船  
を含めると毎年貢船を派遣して朝貢貿易を行なってきた。琉球館  
に滞在した琉球の人々、また北京に赴いた貢使の一行や国子監で  
学んだ官生が、中国で起こっていたこれらの激動に着目しなかつ  
たはずはない。道光十八年（一八三八）に派遣された法司王舅翁  
寛に率いられた六十六名の冊封謝恩使一行の中に板良敷（のちの  
牧志）朝忠がいた。彼は身分の低い随員として渡清し、そのまま  
清にとどまったのち、帰琉して、一八四四年のフランス軍艦アル  
クメーヌ号の和好・貿易要求をはじめとする、琉球に対する欧米  
諸国の開放要求に対処して、出色の外交活動を展開した。その行  
動には、アヘン戦争前後の清国における見聞が大きな作用を及ぼ  
しただろうと思われる。

またアヘン戦争の前年に当たる道光十九年（一八三九）三月、  
清朝は琉球王国に対し、従来の二年一貢を越南国（ベトナム）や  
暹羅（シャム＝タイ）と同じく、四年ごとの「遣使來朝」に改め  
る、という上諭を發した。ちなみにベトナムは従来も四年一貢、  
シャムは三年一貢であった。この変更は朝貢貿易を存立の重要な  
条件としていた琉球王国、ならびにこれを通じて対清貿易を行な  
い、多大の利益を得ていた薩摩藩にとつては、受け容れ難い重大  
な変更だった。だから琉球側は従来の二年一貢を維持してくれる  
よう懸命に、閩浙総督と福建巡撫を通じて皇帝に要請した。その  
結果、道光二十年十一月二十二日の上諭で、従来どおり「間歳一



貢」とすることを承認された。二年一回の朝貢を四年ごとのそれに改めようとした清朝側の理由、これに対する琉球側の反対、その結果については、第十二冊の卷一七〇から一七二に詳しい。清朝側は遠い道を雨や風雪を冒して頻繁に来朝するのは、「朕が藩服（被冊封国）を綏懷（いつくしむ）する至意」に副わないからだ、としている。しかし、これはいわば建て前であって、真の理由は、対イギリス、またフランス・アメリカなどへの対応に振り廻され、また財政面でもゆとりを失ってきたことによるのではないかと思われる。これに対して琉球国王は、四年ごとの朝貢では皇帝の徳化に浴することに遅れ、また貢年には気候が順調で豊作であったのに、四年一貢となると、「風雨定まらず、豊歉（豊作と不作）齊しからず」となるだろうこと、さらに進貢船、接貢船が福州へ入港するたびに、つまり毎年、天朝の「時憲書」（暦）を受けて、「農桑の庶務、皆早晚の宜しきに合する」ことができたのに、四年一貢となると、三年の間があき、「人時に基準無く、歳事登せず」ということになる、さらに琉球国には薬材を産出せず、「天朝」がこれを買って帰ることを許しているおかげで「生を養い、人に老寿多き」を得てきた、四年一貢では、医薬品が不足し、「医治施す莫し」ということになる。そのほか航海・入貢の命綱である「針法」（羅針盤）操作の誤りを致すことなどをあげている。しかし二年一貢の維持を強く望んだ最大の理由は、琉球の使臣（貢使）が琉球館に二年一貢を望む事情を質ねにきた福

州知府にのべている次のこと、すなわち「（琉球に）産する所の海菜、貨物は本境の行銷（琉球での売買）広からず、隔年一貢して順帯の貨物を以て貿易するを得、まことに亦便益する所多し」（二一七二一〇三号文書）という貿易の利を失うことにあった。なおこの第十一・十二冊には当時の国際関係の変化や、清国会におけるアヘンの氾濫に関する記録は全くない。これはもっぱら清朝との公的関係についての文書である、という『寶案』固有の性格に由来する。

さきに牧志朝忠について、その中国における見聞が欧米諸国に対処する外交方面の活動に与えたであろう影響について推測してのべたが、真栄平房昭氏の論文「アヘン戦争前後の東アジア国際関係と琉球」（『第四回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会 一九九九年）によると、福州琉球館には「河口通事」とよばれた中国人通訳グループを通じて、さまざまな中国情報もたらされていた。それは帰国した琉球人を通じて薩摩藩の耳に入った。島津家文書の中にある「琉球館より申出候書付」という史料（鹿児島島の琉球館間役が帰国した琉球人から中国事情について聴取した、一八四〇年八月の「唐風聞之次第」をまとめた文書）によると、福州にいた琉球人はアヘン戦争の戦況について、かなり詳しく知っていたことが分かり、薩摩藩主島津斉彬の豊富な海外知識は、長崎にきた中国・オランダ船がもたらした情報だけでなく、この琉球ルートによる情報を入手して

いたことによるという。

### 三 第十一・十二冊に含まれる中琉関係の主な内容

#### 一、冊封使の来琉

清朝は順治十一年（一六五四）に最初の冊封使を派遣して、順治五年（一六四八）に即位した尚質を琉球国王に冊封して以後、同治五年（一八六六）の尚泰（道光二十八年＝一八四八年即位）に対する最後の冊封使派遣に至るまで、計八回、八人の冊封使を琉球王国に送った（ちなみに尚益《在位一七一〇―一七二二年》、尚成《在位一八〇三年のみ》は冊封使を迎えるいとまのない中に逝去した）。

本校訂本第十二冊所収の巻一六三から一六九にかけては、道光十五年（一八三五）に薨去した尚灝王を嗣いだ尚育について、その「襲封」承認要請から、道光十八年（一八三八）の冊封正使翰林院修撰林鴻年・副使翰林院編修高人鑑らの遣使と尚育王冊封の儀礼、冊封使の帰国と冊封謝恩使の派遣に至るまでの世子尚育の表文、礼部の奏文、尚育の礼部や福建布政使への咨文、そして皇帝の王に対する詔書、勅諭など、大量の文書が収められている。それは清朝による七回目的冊封使派遣の記録である。これらによって、冊封や先王の諭祭の儀式のありようの他、①冊封使が冊封に当たって、その儀式に用いるために琉球に持ってきたもの（詔

書、勅諭各一道、海神及び天后を諭祭する文各二道、故国王《尚灝》を賜恤する諭祭文一道並びに節一柄、詔勅前用黃蓋一柄、龍旗・御仗各一對、欽差牌一對、肅靜・廻避牌各一對など）。②正副使が連れていくことを許された従者の数（各医生二名。家人跟役Ⅱ従者が正使二十名、副使二十名）。③冊封船二隻の調達（福建布政使が南台口に赴いて、府県の官を督して閩県の二名の船戸から堅固な船を借り上げた）。④護送する兵丁二百名の選抜（前回嘉慶十三年＝一八〇八年の尚灝に対する冊封使には、海が静かでなかったため定額の兵丁二百名に二十名を加えて護送させた。しかし今回は冊封使を迎えにきた琉球の正議大夫鄭良弼の、海が平静なので、兵士や夫役の人数が多すぎると船中混雑するから減らしてくれ、という要請に従って定額にとどめた）。⑤前回各船四十名だった水夫を、琉球側が海上の案内のために派遣してきた水夫を含めて各船三十余名（清国側計三十八名）に減らしたことなどが判明する。

従来、冊封使一行の兵丁や随従の家人・水夫などの強引な「商売」によって、琉球側が苦しめられてきたことはよく知られており、乾隆年間以来、問題として論議されてきた。今回は御史帥方蔚の奏を受けた皇帝がじきじきに陋習を厳禁せよ、という上諭を発し、これを奉じて軍機大臣が督撫に「字寄」を発している。これによると、陋習とは、彼らが牙行（問屋）と結んで、内地の貨物（人参・肉桂・麝香・鹿茸・骨董品など）を持ち込み、あるいは

は商人の貨物を請け負って持っていく、法外な値段で無理矢理売りつけることや、琉球と交易した商人が彼らに頼んで、古い賃金の取立てを行うことなどをさせている。これらは「外邦を体恤(恩恵を与える)する」皇帝の意に背き、「中国の体制」にかかわるものだから、発見したら使臣が自ら懲罰し、また官を派遣して出船の際、注意深く査察し、禁を犯す者を発見したら容赦なく懲罰すべし、また福建巡撫は琉球国の官が犯人を指名して追求することを認める、と指示している。この皇帝じきじきの命を含む禁圧措置が、どの程度実効を収めたのか、定かでない。一行を護送してきた金門左営遊撃・水師提標の周廷祥が琉球到着の二ヶ月後病死したのに対し、国王は嘉慶五年(一八〇〇)同じく冊封使を護送してきて病死した遊撃陳瑞芳への先例に従い、葬送費五百両、別にその子孫への慰問として七百両を送ろうとした。その時の福建の布政使への咨文の中で、国王は、「周廷祥は入国以来厳しく法令を施し、兵役を約束(統制)し、挙国人民感頌せざるは莫し」とのべている。しかし前回の陳瑞芳の時にも、全く同じ賛辞が書かれており、これを以て、先の措置が実効を収めたとみなす訳にはいかないだらう。

なお、この冊封船は、閩浙総督の衙門に存していた右旋りの白螺(右旋白螺)を厄除けに船にのせていった。媽祖像を船に祀ったことは有名だが、右旋りの白螺の由来は分からない。

なお冊封謝恩使翁寛も、道光十九年(一八三九)十一月、中風

の病で、福州の琉球館で病死した。清は先例(乾隆三十一年一七六六年の進貢副使鄭秉和、嘉慶六年一八〇一年の謝恩副使鄭徳功の福建での病死、嘉慶十三年一八〇八年の進貢正使楊克敦の浙江省での病死への処置)に従い、棺の価銀二十両を給し、また祭文を奉撰して致祭し、死骸は福州で土地を選んで安葬し、石を建ててしるしとした。また嘉慶六年に広東省南海県で病死した暹羅の進貢正使に対する先例に従って、「恩賞銀三百両」を下賜した(巻一七二)。

## 二、官生の派遣

国王尚育は冊封使を介して、北京の国子監への官生の留学を皇帝に要請した。これを受けた正使林鴻年・副使高人鑑の上奏が受け容られて、道光二十年(一八四〇)、四名の官生が進貢正使耳目官向国鼎の一行に随行して北京に行き、国子監に入学した。久米村出身の阮宣詔以下、向克秀、鄭学楷、首里選抜の東国興の計四名である。この四名には従来と同じく各人一名ずつ計四名の同伴(従者)がつけられ、官生の日常生活の世話をした。清代には、康熙二十七年(一六八八)から同治六年(一八六七・明治維新前年)までに、七回、計二十七名の官生が派遣されている。この道光二十年の官生は第六回目に当たる。田名真之「近世久米村の成立と展開」(『新琉球史』近世編上、琉球新報社 一九八九年)によると、尚貞王時代の一六八六年の清代最初の官生派遣から尚穆



王（一七五二年—一七九四年）の時代までの計三回十一人の官生は久米村から選抜された。その後、尚温（一七九五年—一八〇二年）の制度改革の中で、「学の久米村独占の弊を廢するため」、官生四人中二人は首里から出すことになった。これに対し、久米村は猛烈な反対運動を展開し、逮捕者まで出した（「官生騒動」）。

結局、官生四人、副官生四人を各々半数ずつ計八人を派遣することにした。しかし清朝は副官生を認めず、彼らは福州から帰国した。この尚温の時代から尚泰の時代の最後の官生派遣まで計四回は、久米村出身者と首里の士族の子弟から選ばれた計十六人の官生が送られた。彼らは、国子監内の宿舍で、同伴の世話を受けながら、経書や史学を主として、通常三年学習し、帰国後は久米村や王府の中で大きな役割を果たした。学費は毎月硃墨、紙筆用として各銀一両五錢が支給され、生活用品は同伴に至るまで、支給内容や量に差はあったものの、礼部から支給された。しかしこの清代の官生計二十七名中、事故死一名、病死七名、福州への途次に遭難し、船もろともに海中に没した者七名、計十五名が志を果たせぬまま夭折した。第十二冊卷一七二・一七三に収められている四人の官生の中でも、向克秀は入監後病死した。帰国した三人のうち、首里から選抜された東国興は、のち尚泰の御同学、国師となり、琉球処分前の激動の時代に、開明派として大活躍した。また久米村出身の阮宣詔は処分期に久米村総役として、処分反対に奔走、処分官松田道之は、彼について「我が政府に抵抗する魁

なり」とのべている。（以上、田名真之氏前出論文ならびに『真境名安興全集』第一卷「沖繩二千年史」第三編第六章教育 参照）。

### 三、朝貢貿易

琉球王国は清初以来一貫して、一年おきに進貢正使と副使の搭乘する二隻の進貢船を福州に派遣しつづけた。通常約十日の航海を経て、九月末ないし十月初めに五虎門を通って福州に着き、十二月二十日、北京の正門が閉じられる以前に北京に到着しなければならなかった。二隻の船には計約二百名が搭乗し、二十名前後が進貢正使・副使とともに北京に赴いて四訳館（会同館）に約四十日滞在した。貢使が持つていく進貢品は硫黄一万二千六百斤、銅三千斤、錫千斤に一定しており、うち硫黄は北京に持つていかず、福建の藩庫に貯えて、用に備えた。これに対し、皇帝は国王と后に蟒緞、蟒欄緞、蟒紗、羅緞、江綢、錦、紗、紡糸などの高級衣料品と、紙箋、筆、墨、硯などの文具、玻璃器、漆器などの美術品を、進貢正使や副使、随員にもそれぞれ衣料を主とする物品を賞賜した。これは貿易とは言えない。しかし、福州の柔遠駅（いわゆる琉球館）に留まった人々は、琉球から積み込んだきた物品を、琉球館で清の商人と交易し、また清の商人からさまざまなお土産を購入して琉球に持ち帰った。

また進貢年の翌年、都通事の率いる接貢船（乗員数約九十名）一隻が福州に派遣され、翌年まで留まって進貢使一行を迎えて帰

国した。この接貢船も必ず輸出・入の交易を行なった。

さらに、琉球に漂流した清の難民を福州に送還した琉球船も後述するようかなりの規模の交易を行なっている（第十一冊、二一四七—〇九号文書参照）。そのほか中国沿海に漂着した琉球の民船も、積み荷が残っている場合はこれを売り、中国で物品を購入して帰国した。交易のために、意図的に漂着した琉球の民船もあったのではないか、という説もある。しかし漂着が商売として成立つためには、一定程度以上の荷をもっていかなければならぬだろう。道光十五年十一月と翌年一月に福建海域に漂着した二隻の場合、粗夏布三百二十疋、木耳一百十二斤を積んでいた。免除されたこの荷の税額は一両九分四厘だった。危険を犯して意図的に漂着したにしては、積載されたこの荷物が少なすぎると考えるか、これを交易のための荷と考えるか、結論を下し難い。意図的漂流の存在を実証するには、もっと多くの事例を発見し、検討する必要がある。

こここのべた交易は輸出・入ともすべて免税であって、琉球、またこれを介して清国と交易していた薩摩藩にとって、甚だ有利な商取引だった。

以下、進貢船と接貢船によって、この時期に行われていた輸出・入の交易の実態を品目・数量について検討する。福州將軍兼管閩海關事務が品目ごとに目録を作成し、それらの免税額を記して提出した上奏文に依拠した。

総じて言えば、道光七年（一八二七）から道光十八年（十九、二十年）についての記載がない）の間には、若干の変動はあるが、品目、数量については、大きな変化は見られない。

まず、輸出の面を見る。進貢・接貢船が輸出した品目は終始十三種で、また終始、海帯菜（昆布）、鮑魚（アワビ）、海參（ナマコ）、魚翅（フカヒレ）の海産物が順に上位四位を占め、それだけで輸出額（免税額）の九四％を占め続けた。上位を占めた醤油が三千四・五百斤から四千九百斤、免税額二両七錢余から三両九錢余だったのを除くと、他の金紙囲屏、銅器、白紙、扇、綿紙、火酒（または大酒とされている。泡盛をさす）、菜油、刀石、目魚乾（いづれも毎回輸出品に含まれている）はすべて、免税額一両に満たない。上位四位の中でも、松前（北海道南部）から北前船で大阪に運ばれ、薩摩藩が買付けて琉球に送ったと思われる、海帯菜が常に圧倒的に多かった。一例をあげると、道光七年（一八二七）に入港した接貢船による進口品の免税総額二〇一両九錢余のうち七九両二錢（分量九万九千斤）、道光十五年に入港した接貢船の免税総額二〇五両五錢余のうち七九両五錢余（分量九万九千四百五斤）と、海帯菜の免税額がそれぞれ三九％、三七％を占めている。進貢船の場合も、道光八年に入貢した二隻の貢船による進口品の免税総額三二六両二錢余のうち、海帯菜が十九万六千斤、免税額一五六両八錢（総額の四四％）、道光十八年（一八三八）の進貢頭号船一隻の免税総額一六一両二錢余（二隻ではほぼ三三二



兩四錢、道光八年と大体同じ)のうち、海帶菜九万八千斤の免稅額が七八兩四錢(全体の四八%)を占めている。

現在、昆布を産出しないにも拘らず、沖繩県が一人当たりの昆布消費量が全国一であるのは、この時代からの遺産であろう。

なお進口品の中で、昆布を首位とする海産物が圧倒的な地位を占めるようになったのは、いつからか、ということとはよく分らない。というのは、福州將軍兼管閩海關事務が進口品及び出口品の品目と免稅額について上奏した「清單」(目錄)が『寶案』に収められるようになったのは、道光六年(一八二六)十月に福建に入った進貢頭号船一隻についての記録が最初で、それ以前のものはないからである。つまり第十一冊の二一四六—〇五号文書以降にしか記録はない。出口品目・數量についても事態は同じである。

以下に、中国からすれば出口(輸出)、琉球からすれば入口(輸入)の動態を見てみる。

これについても道光六年(一八二六)と同七年三月に福州に入つた二隻の進貢船と、六年十月、十一月と七年四月に前後して入港した三隻の漂着船が買入れた品目と免稅額についての福州將軍兼管閩海關事務果齊斯歡の清單が『寶案』の最初の記録である。

これによると、この時の免稅總額は三五二九兩一錢九分一厘である。このうち最多の品目は氷片六千斤で、免稅銀一八〇〇兩である。この氷片はその後の琉球の輸入品目には全く現れてこな

い。この年一回限りの輸入品であつて、これが何を意味するか定かでない。この氷片を除く品目は三十四種、うち最も多いのは洋

參(南洋つまり東南アジア産の人參。藥材として使われた)五千

斤、稅銀五二五兩、これに続く細茶葉四万五千斤、稅銀二七〇兩、

沈香七千二百斤、稅銀二一六兩、銀珠一万三千斤、稅銀一六九兩、

粗藥材十六万六千七百二十斤、稅銀一六六兩、水銀九千三百斤、

稅銀一一一兩が免稅額百兩以上の品目である。このほか玳瑁、木

香、蘇木、粗磁器、また上縐紗、花綢、氈条、粗夏布等の衣料

品、毛辺紙、徽墨などの文具、油傘、油紙傘、鉄針、土漆茶盤、

故布衣、故綢衣などである。琉球からの進出品が海産物を主とする

ののに対し、手工業製品がかなりの比重を占めている。氷片を除

く免稅額は一七二九兩余で、この数字は道光九年の二隻の進貢船

の免稅總額一七七四兩余、道光十二年の一隻の接貢船一三〇三兩

余、同十四年の接貢船一〇一八兩と、一隻の接貢船で一〇〇〇兩

から一三〇〇兩、二隻の進貢船で一七〇〇兩とほぼ同じ水準で

ある。品目も洋參、藥材、茶と、丁香や沈香などの香料が常に大

きな比重を占めている。ただ藥用と思われる洋參は時に大きく変

動している。道光七年や十六年にはそれぞれ五千斤、六千斤、免

稅額五二五兩、六三〇兩と、圧倒的に首位を占めたが、道光十二

年の接貢船では一千三百斤、一三六兩余と、銀珠の二四八兩、茶

の二二八兩よりはるかに少ない。洋參がどこに、どう売られたのか定かでないが、市況の変動にさらされることが大であったのか

もしれない。いずれにしても琉球からの進口品の免税総額が最多で三六三兩余（道光四年）であったことと対比して、この交易においては圧倒的に琉球側の入超であり、琉球の福州における朝貢貿易とは、主としては中国の物産の買付けであったことが示されている。

なお、『寶案』によると、清は琉球との交易に際し——恐らくはその他の国との交易においても——品目にさまざまな禁制を科していた（『清会典』にも記されている）。

「査するに、史書、黒黄紫早（白色）の大花西番（西洋）蓮緞疋、焰硝（火薬）、牛角、兵器、桐油、鉄鍋、黄紅の銅器およ以及糸綢緞疋、綾絹、紗羅等の物は、均しく例禁を干し、収買を許さず」とあるのがそれである。乾隆二十八年（一七六三）以前には、「土糸（農民が副業として生産していたものを含む各地方産の普通の生糸をさすか）、湖糸（良質の生糸の産地として知られた浙江省湖州産の生糸）」、つまり生糸一般の買付けも禁止されていた。生糸は当時すでにイギリスにはかなり多く輸出されており、長崎にも入っていたから、琉球側はその解禁を求め、この年これが承認されて、一年に「土糸五千斤、二番の湖糸三千斤」計八千斤を買い付けることが許可されることになった。つづいて乾隆三十年には当時の督撫の上奏を経て、生糸八千斤のうち二千四百斤を差し引いて、代わりに紬緞二千斤を買い入れる、つまり生糸五千六百斤と紬緞二千斤を買い取ることを認めるようになった。

兵器や火薬、また制錢の原料でありながら中国で不足していた銅の買入れ禁止はともかく、何故上記のように広範囲の禁制品を設ける必要があったのか、各品目について検討の要があるだろう。とくに冒頭におかれている「史書」が何をさすのか、史書一般をすべてさすのか、また何故これを禁制品に入れたのか、清代をつうじて長崎に二十四史をはじめ多くの「史書」が入っていることを考え合わせると、史書一般とすれば甚だ奇異の感がある。久米村の明倫堂や、首里の国学と平等学校所において儒学の学習と教育がさかに行われていた琉球で、中国の「史書」が読まれていなかったとは考えられず、中国からどのような書籍が入り、学ばれたのか、究明する必要がある。

#### 四、漂流難船の増加と相互の救助システム

琉球王国が中国の王朝への朝貢を開始して以来、海上で暴風に遇って遭難するケースは、貢船を含めて常にあった。だが、特に道光年間において、琉球の民間船の漂着がいちじるしく増大している。西里喜行氏の作成した統計資料によると、康熙から同治末年までの二一三年間に漂着した琉球の民間船は三二三隻、うち道光期の三十年間だけで一〇一隻、三分の一弱を占めている。康熙年間の四十一一年間に十七隻、乾隆六十年間に七十九隻であったことと対比して、道光年間の漂着船がいかに多かつたかがうかがわれる。

北京の中国第一歴史檔案館の方裕謹氏の論文「清の道光年間における中琉関係の研究」(『第五回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』沖縄県教育委員会 一九九九年)に付された表十「道光年間琉球国漂流風難船情況表」(同館所蔵の檔案に基づいて作成)によると、道光年間三十年の間に、中国沿海や朝鮮に漂流して救助された琉球の舟は九十六隻(九十六件)である。うち、この校訂本第十一・十二冊に含まれている道光七年(一八二七)から同二十一年(一八四一)までの十五年間の件数は五十一件に上る。『實案』にはこれがすべて記載されているのではなく、二十八件だけである。しかし道光七年から十四年までの三十一件中二十七件が『實案』に記録されていて、校訂本第十一・十二冊の中でかなりの分量を占めている。この時期の漂流事件の大半はこれによって知り得る。これらのほかに、福州到着がかなり遅れた程度で済んだが、接貢船、進貢船の漂流も計三件ある。

この表十によると、「遭風」による遭難は六月に十四件、七月に八件、八月に六件と、半数以上は六月から八月の間に集中している(月はすべて陰暦。陽暦では、ほぼ七月から十月の間)。

漂流中ないし漂着して救助された場所は、浙江省沿海島嶼、とくに定海が多く、浙江海域だけで二十四件になる。ついで、台湾沿海が十件に上り、ほかに江蘇、福建、山東、広東の沿海がある。

朝鮮半島南部の両岸、すなわち全羅道で救助されたものも三件ある。

一方、中国と朝鮮の舟で琉球海域に漂着、救助されたものも、道光七年から同二十一年の間に、それぞれ六件と七件ある。

六人の琉球漁民が乗っていた舟が大風に乗って漂流中、江戸から米を運ぶ途中に大風のため漂流していた十一人が乗っていた日本人の商船に救助され、この日本船に移乗したが、これがまた大風に乗って漂流しているうちに、福建省同安県の中国商人の船に救助されて福州に送られた、という道光八年の事例もある(二一四八―〇八号文書)。

このように、道光年間に「遭風難船」がいちじるしく増加したのは、琉球のみならず、東アジア沿海全域で、民間における人物の移動、交流が発展してきたことによる、と思われる。

琉球の遭難船について見ると、官府の「差(公務による派遣)」を奉じて、八重山や宮古島、喜界島から那覇へ米を運ぶ途中、逆に那覇からこれらの島に米や糧の納入を督促に行った帰途暴風に遇った、という記録はかなり多い。しかし役所とは関係なく、管鈍村(奄美大島)から那覇府に盗器を、那覇から北山へ柴薪を、太平山(宮古島)から北山府に塩を買いに行く途中、同じく那覇に柴薪を、八重山から那覇へ糧を、渡名喜島から那覇へ豚を売りに行く途中遭難など、民間の商取引がさかに行なわれる過程で遭難した、という記録も多い。

琉球に漂着した中国船の場合も、長江下流に沿う江蘇省通州や崑山の船が棉花を山東へ売りに行つて帰路遭難とか、広東省潮州



府の澄海県や饒平県の商船が砂糖を上海や天津に売りに行き、さらに上海で棉花、米、豆を積み込み、天津から奉天省寧遠府に行つて大豆を買つて帰る途中遭難したなど、活発な商品の販運に伴う遭難の記録が多い。総じて後述する朝鮮の遭難船と比べて、中国船の乗員は二十三人、三十三人、五十人、六十三人と比較的多い。「旨」を奉じて長崎へ銅を買いに行く途中遭難して、琉球に漂着した蘇州の豪商の船には一〇一名も乗っていた。

朝鮮の遭難船はすべて全羅道（全州府、海南邑、江津邑、黒山府深県、靈岩梨など）の舟だったが、三十三人の乗っていた一隻を除いて、九人から十一人までで、中国船に比べて小さな舟が多かった。しかしここでも、全羅道の港から忠青道や京畿道に米や木材を積んで行き、紙や海草（？）を買つて帰る途中遭難、伊江島、伊是名島、久米島、与那国島などに漂着している。漂流中餓死したり、漂着に際し岩に激突して沈没、溺死するなど、悲惨な犠牲者を生んだ比率も、中国船よりは高い。舟が小さかったことによるものであろう。

朝鮮と中国の沿海に漂着、救助された琉球船の乗員数も、各島に巡察に行つた王府の官船が五十九名の乗員で漂流した一例を除き、三名から十数名の小さな民船が多い。これらの遭難船に対する救助、乗員の送還は、康熙年間以来、次第に整備されてきた一定のシステムに従つて行なわれた。

朝鮮や台湾を含む中国沿海で救助された琉球船は、現地で遭難

事情を調べたのち食糧、衣料を与えられ、乗船が帰国に耐えるや否やを調査して、遭難者の意向を確かめた。多くの場合は残つた船具や舟を現地で売つて金に換えた。ついで、すべていつたん福州まで護送され、柔遠駅（琉球館）に收容され、再度調査されて、帰国の日まで、一日につき米一升、塩菜銀（調味料とおかず用の金）六厘、帰国にあたり別に行糧（旅の間の食糧）一か月分が支給された。朝鮮への遭難者の場合、陸路盛京（今の沈陽）に行き、ここで、衣料、履物などを支給されたのち陸路福州に護送された。道光六年四月、山原地方に「山柴」を買いに行き、五月十八日、洋上で大風に遇い、五月二十九日に全羅道の興陽羅老島に漂着した三人（のち一人は途中病死）の場合、同年九月二十日盛京着、翌一月六日福州着、琉球館收容と、ここまで約七か月を要している。台湾への漂着民は当然船で福州に護送された。

福州から琉球への送還は、もとの舟の破損のひどい場合、帰国する貢船（進貢・接貢船）に便乗させて帰した（このケースが多かった）。修理して航海可能になつた場合は、海路を熟知している貢船の乗員一・二名をこれに配して、航海の安全を期して琉球に帰国させた。

総じて、人道に合致する救助、送還システムであつて、中国で手当ての甲斐なく病死した―このケースも常に見られた―遭難者には棺を支給して鄭重に埋葬し、墓にその名を標記した。

しかし、稀に不幸な事態も発生した。那覇に豚を売りに行つた

渡名喜島の水手ら十名が、帰路道光十三年一月九日、洋上で大風に遇い、名を知らぬ台湾の海岸に漂着、座礁して一人が溺死、九人が必死に上陸したのち、突然、刀や鎌を手にした数十人の「赤身散髪（裸でザンバラ髪）の男に襲われ、六人が殺され、他の三人は辛うじて逃れて「中国人の救護」に会うことができた、という記録がある（二一五八―二二五九文書）。他にもう一件、原住民に襲われそうになって逃走し、行方不明になったというケースもある。

維新政府が一八七四年の台湾出兵の契機とした同年の沖縄の水夫殺害事件の先蹤であった。

琉球に漂着した朝鮮・中国の遭難者に対する琉球王国の救助・送還体制もよく整っていた。その措置を取るに当たり、琉球の官府は、康熙二十三年（一六八三）に礼部が国王に送った咨文「旨を奉ず。今海禁已に開け、各省人民の海上に貿易し、行走する者甚だ多し。応に浜海の外国の王らに移文して、おのおの該管の地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば、収養して解送せしめよ」の趣旨に基づき措置であることを、清朝に報告している。

一例として、道光十五年（一八三五）十月五日に与那国島に漂着した六人の全羅道海南邑の朝鮮人への措置について述べる。同船は清山島へ魚貨を買いに行く途中、九月五日大風に遇い、十月五日に漂着したが、三名はそのさい溺死した。琉球の当時の官はここに「館」を設けて「安頓（収容して安定させる）」し、食糧、

衣料を支給し、収容できた遺体は鄭重に埋葬して姓名を標記した。その後、舟で那覇の泊村に護送し、「館に発りて安頓」し、食糧、衣料、蚊帳、酒肉を支給した（館が常設のものか、臨時のものか、その建物がどのようなものであったかは不明）。

ここまでの過程は中国の遭難民に対しても同様だった。だがその後の送還システムが朝鮮人と中国人とはことなっていた。

朝鮮人の場合は、貢船に同乗させて福州に護送し、その後琉球の貢使一行を護送する清の官（委員）に託して北京まで護送させた。北京に着くと、委員は遭難者を礼部に引き渡し、礼部は李朝の貢使一行が朝鮮に帰国する際、これらの難民を帯同させた。この方式は道光二十一年に伊是名島に漂着した十一人中八人——三名は座礁のさい溺死——を、喜界島に漂着した六十一名の中国人を中国に送還する船（後述）に同乗させて福州に送った一件を除いて、すべて同じだった。

一方、中国人難民を送還するさいは、遭難者の多少にかかわらず、すべて都通事が六十八人の船員を率いてかなり大きな、貢船とは別の船に乗せて福州へ送った。この送還船は福州で「開館貿易」すること、貢船同様輸出入税を免除することを認められていた。従ってかなりの規模の交易用物品を積み込んで行った。この送還船が行なった交易品目、数量についての記録が『寶案』にあるのは、道光七年、江蘇省松江府上海県の商民王群芳等を護送した船についての福州將軍兼管閩海関事務果齊斯歡の上奏文（二一

一四六一〇六号文書) だけである。これによると琉球が輸出した品目は、貢船の場合とほぼ同じく海帯菜八万五千斤、税額六八兩を筆頭とする十一品目、免税額一一二兩九錢である。同年の進貢頭号船一隻の免税額が一六二兩余だから、貢船一隻分に近い。輸入品目も薬材、茶、沈香、洋参などを主に、衣料品、文具類など二十八品目、免税総額三三〇兩余に達している(二一四七―〇九号文書)。中国人難民の送還を貿易のチャンスとし、従って朝鮮人の送還とはことなる流儀を採用したのである。

日本の漂流民の場合は、中国人の送還船にのせて福州に送ったのち、中国の役人が彼らを長崎貿易の基地であつた浙江省の乍浦さほに送り、清の貿易船にのせて長崎へ送った。しかも清朝は送還船の乗員に口糧、蔬菜、塩、薪を支給し、帰国に際しては別に行糧一か月を支給し、必要な場合には船の修理代を支給するなど、遭難船に対する救恤と同じような恩恵を施した。また、この船を率いてきた都通事には賞として緞紗布などが与えられた。

こうして見ると、大清帝国を中心とする前近代的な冊封体制の下で、これに包摂されたアジアの諸国間では、一種の人道的な難民救助のネットワークが形成されていた、ということができよう。

なお、琉球人と朝鮮人、中国人の間では、とくに朝鮮人との間ではコトバが通じないケースが普通だった。だが、『寶案』によると、ほとんどの場合、琉球人、朝鮮人の難民の中に、一人ないし二人「略はぼ文字(漢字)を識る者」があり、筆談によって事情

を調査している。冊封体制下における共通の文字としての漢字の意義を示すものであろう。

※『歴代寶案』校訂本第十二冊 沖縄県教育委員会 二〇〇〇年  
(五八一―五九四頁)。